

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和4年2月28日(月) 午後4時09分～午後4時43分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 2番 神谷 直子、 4番 杉浦 浩一、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、
8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、 11番 北川 広人、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、 14番 小嶋 克文、
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈

オブザーバー

議長（9番）柳沢 英希、 副議長（3番）杉浦 康憲

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般 1人

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 議会改革特別委員会で行う案件について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可いたしましたので、御了承を願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の今原ゆかり委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 議会改革特別委員会で行う案件について

委員長 前回の議会改革特別委員会において、市政クラブさんから、総括質疑の通告制について。高浜市民の会さんから、常任委員会のライブ中継及び映像配信の実施。各派会議及び全員協議会の会議録を市ホームページに掲載。そして、乳児及び幼児を連れた傍聴希望者への受入れを可能にする。それから、議長及び副議長は会派から離脱し、議員全員の代表者として今後も活動していくことが、それぞれ提出をされました。

これらについての御意見を各会派でまとめて、事務局に提出していただくようお願いをしておりましたけれども、全ての会派の方から御回答いただきました。感謝を申し上げます。

各会派の意見をまとめたものを資料として配付しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。なお、前回御提出いただいた案件以外にも資料の3ページ目にあるとおり、今回、新たに御提出いただいた案件が2件ございます。後ほど、これに関してはお伺いをしたいと思います。

まず、1番から5番までの案件について御協議をいただきたいと思いますが、本日は中身の話ではなくて、テーマとして取り上げるかどうか。だから、課題としてこういうことがあるから無理じゃないかとかっていうところは、御意見として入れてもらっても結構ですけれども、こうしていったらどうだ、ああしていったらどうだって、より具体的な中身の話に入ってしまうと、それはもうテーマに取上げたことになってしまいますので、そののところ気をつけて御意見をいただけたらというふうに思います。

例えば、これお配りしてますよね。で、例えばこの会派から出ているこの意見がよくわからんとか、そういったことがもしありましたら、その御回答をいただくということも出来ますので、それに対しても、挙手をもって御発言いただければと思います。

総括質疑の通告制についてですけれども、市政クラブさんのほうから。
意(10) 私どもも、総括質疑の通告制ということで、改めてというか、現状なり目的なりメリットなりということで書かさせていただいて、皆さんお読みになっていただいたと思います。

あと、それに対して、4番目の他市の動向で、他市議会でも導入してるという部分を書いてありますけど、これで、西三九市で導入しているのは、刈谷、知立、西尾、安城、豊田、みよし市が導入し、導入してないのは高浜市含め、碧南と岡崎が導入をしてないということで、一応調べた範囲では、ここでちょっと補足して、説明させていただきます。

あと、あとほかの会派のは。

委員長 市政クラブさんからの提案ですので、ここでは、これ、通告制をやらないとか、現状どおりだとかっていう意見がありますので、そういった方々に対して何かつけ加えて言うことがあれば、言っていたければと思いますけれども。

意（10） 現状どおりでいいという人とか、従来どおりとかの人に対しては、あれだと思っんですけど、改めて、高浜市民の会の、通告制にすることは自由な論議を制限することになる。今回の目的っていうのは、事前通告することによって、議事進行がわかりやすくなる。目的の部分に書かさせていただいた範囲の事ですので、別に制限はするあれではないと思います。

それぐらいのことです。私どもの意見に対して。

委員長 市政クラブさんのほうに、何かお伺いしたいというようなところがございませうかね。

意（15） 市政クラブさんは、通告制にすると進行が速くなるというようなことを言われましたが、そうすると、質問がどうしても限られてくると思うんですね。事前通告制ですから。間際になって、これを急にやりたいということが出てきても、やれないわけです。

もともと、周りの市でやってるっていうことを言われましたが、よく、うちはうちだということも言われますので、余りそういうことは関係ないっていうか、この際、別問題だと思うんです。

通告制でやっていくと、どうしても質問が限られてくる、狭くなる。急に、これをやろうと思ってもやれないので、そういう面では本当に議員としての質問、権利を、自分から放棄することになりますので、今までどおりがいいと思います。

意（10） 今言われる、限られるというか、あくまでも通告制ということですので、自分がこの総括で質問したいことを挙げていただければ、別にそれを一つ二つというわけではなしに、時間が決められておれば、何かそれに当然従うわけですが、そうでなければ、自分で質問したいというものは、通告で挙げていただければ、別に制限はないと思います。

意（2） これ、御提案させていただいたのは、通告制にしたいということですけど、これ、完全通告じゃなくって本当に聞きたい質問の意図はこうだよと。委員会とは違ったこと、総括質疑でやったことのもっと深掘りを委員会でできるよ、みたいなことの皆さんの本当に質問とか、答弁が引き出しやすくなって、市民の皆様わかりやすい議会を届けていくためにも、このほうにしたほうが

いいんじゃないですかってということなので、絶対この通告で、この質問を最初に通告したからっていうだけではなくて、そういう通告制も取り入れた上で、突然こういったこともやっぱり聞きたくなっちゃったって言ったところは聞くってというような形にしている、それは運営の仕方ですけど、していったらどうかなっていうことを思っております。

意（16） やはりですね、例えば質問がよくわからないとか、答弁が、質問とかみ合っていないとか、いろんなことが出てくると思いますし、人の質問を聞いて、こういうことを聞いておかなきゃいけないなっていうことで、人の質問を聞いて、これを質問しようってそのときに思いつくこともあるので。

私は今回の通告制は必要ないと思うので、何かその辺りを、それは出来ないっていうふうに。神谷直子議員は、できるような感じで言ってるんだけど、達夫議員の言い方だと出来ないのかなとか、ちょっとよくわからないんですけど。委員長 よろしいですか。そのやり方だとか、その件は、これをテーマにしてから話しをしていただければ結構ですので、通告制を導入するかどうかということを議会改革のテーマとして取り上げるかどうか。要は、やる意味があるかどうかというところを、ここで今議論をしていただきたいんです。ですから、イメージがつかめなければ、今、16番委員の言われたような質問をされてもいいんですけども、多分他市でも様々な例があると思うんですよ。うちではこういうやり方やとる、ああいうやり方やってるっていうのもあると思いますし。ですから、市政クラブさんのテーマのところにも、やっぱり検討課題っていうのは、もう既に書かれてるところもあるもんですから、そういう中身の部分に関しては、テーマになってから話をしていただければ結構ですので。

意（15） これまでやってきた方式っていいですか、どうにも長くなっちゃって、要するに困ったとか、そういうことがあったんでしょうか。

意（10） 今の質問もテーマで取上げてからのほうが。

「委員長、16番。委員長、16番。」と発声するものあり。

委員長 ちょっと待ってください。

「委員長、16番。」と発声するものあり。

委員長 ちょっと待ってください。

内藤委員に申し上げますけれども、私のほうからお話をさせていただくのであれば、長くなってしまうとかってということではなくって、高浜の場合は、総括質疑に関しては、議長采配で、質問回数を制限することをほとんどしないで、やらせていただいているというふうに思うんですよね。

ですけれども、それはそれで各議員さんが、ある程度の落としどころを持って納めていただいておりますからいいんですけれども、それ、制限なしにやり出しちゃうと委員会の必要がなくなってしまうんですよね。

特に、その一人会派の方々が増えてくると、やっぱり総括質疑で聞くところが増えるんで、やっぱりその辺のところを交通整理するためにもというように意味合いも出てるんじゃないかなということを考えてます。

これは、よその議員さんに伺ったときに、そういう話が少し出ましたので、そういうようなイメージを内藤委員にはお伝えしておきたいと思います。

意(16) まず、委員長が個人的な意見を言われるときは、やはり副委員長とかわって、個人的な意見を言っていただきたいと思います。

それで、私がちょっと今御提案したいのが、もう時間も大分遅いですので、これだけいろんな御意見があります。これ、すごく議論すべき内容がいっぱいあると思いますので、ここで全部の議案について、取り上げるということで、異議ないかということで、採決とっていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。本当にいろんな意見があって、すごくためになる意見もいっぱいありますので。私は、取り上げるか取り上げないかについては、とりあえず全部取り上げて、今後、各会派で議論して、何がいいのか、メリットデメリットいろいろございますので。それで採決とっていただけないでしょうか。

意(10) 委員長が今回のこのテーマでってということで、取り上げるのを各会派から出していただいて、私どもと、高浜市民の会さんの2会派から出てきて、それで私どもとしては一つ、総括。それから、高浜市民の会さんからは、

4件あるもんですから、それを全て取り上げるという、そういう言い方ではなしに、私ども市政クラブで出させていただいた総括、あと、高浜市民の会さんが出されてる四つの中で、全て実際取り上げるのか、これは取り上げる必要ではない、というようなことだけを、今日は決めていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

委員長 はい。それでは、一つずつ、それぞれテーマとして取り上げるかどうかということをお聞きします。委員会ですので、賛成をする方は挙手をもって、賛成をしてください。

じゃあ、順番に1番からいきます。

よろしいですか、そういう形で。それで絞っていかないと、結局、テーマとしてはやれませんで、たくさんのは。

それでは、まず、一番初めに、総括質疑の通告制について。これについて、テーマとして取り上げることについて、賛成の方の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 挙手多数ですね。

それでは、総括質疑の通告制導入については、テーマとして取り上げるということに決まりました。

続きまして、常任委員会のライブ中継及び映像配信の実施についてでありますけれども、これについて、テーマとして取り上げることに對して賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 少 数

委員長 挙手少数ですね。

それでは、続きまして、各派会議、各派代表者会議及び全員協議会の会議録を市のホームページに掲載するというものについて、テーマに取り上げるのに賛成の議員の挙手を求めます。

挙 手 少 数

委員長 挙手少数であります。

続きまして、乳児及び幼児を連れた傍聴希望者への受入れを可能にするというものを、テーマに上げることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 少 数

委員長 挙手少数です。

続きまして、議長及び副議長は会派から離脱し、議員全員の代表者として活動していくというものに対してを、テーマにすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 少 数

委員長 挙手少数です。

それでは、今、採決をとらせていただきましたけども。ただ、言っておきますけども、もうこれテーマとして二度と上がらないよって話ではないです。取りあえず優先順位ということも含めて、この総括質疑の通告制について、テーマに上げていただいて、どのような形で進めていけば実現が可能なのか、よりいいものになるのかと。我々が議会として、目的達成ができるのかというところを議論していただくことが、すごく大事だと思いますので。で、議論の結果、通告制はやっぱりここでは無理だよねといった話であれば、それはそれでいいと思うんですよ。あるいは、他市の例として、成功してるところがあれば、それを見習ってやっていくという方法もありますけれども、総括質疑の通告制についてを、まず、テーマとして取り上げさせていただいて、次につなげていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

高浜市民の会さんから出されたものに関しても、貴重な御意見ですので、こ

れもテーマとして、もう取り上げないということではなくて、次のテーマの中の候補として、また残していただければいいのかなというふうに思いますので、そのような形で、お考えをいただきたいと思います。

意(2) 高浜市民の会さんが出されている、その提案内容ですけど、私ども、予算とシステム上の問題が気になるって、予算のことを気にしているので、出来たらこのくらいの予算がかかりますよってというような、概算で結構ですので一度調べていただいて、その議論の場に乗るか乗らないかっていうその判断基準さえもないので、出来たらしていただきたいなと思います。

あと、その貸与のタブレット以外に、私物のPC等の議場の持込みをお願いしているの、そちらのほうもあわせて、採決をお願いしたいんですけど。

それもテーマとして取り上げていただきたいのを、切にお願いしておきます。
委員長 新たに提出された案件については、これって議会改革の話ですか。議会運営の話じゃないですか。いかがでしょうか。

意(2) 私がちょっとこれ調べてるのは、まだそんなしっかりと調べてないんですけど、先日、知立のズームの会議をしていただいた田中講師が言ってみえたのは、何台も持ち込めますよって話でしたし、長久手もたしか何台か持ち込めるんですよ。そのときに、自分のものだったら全部、何台も持ち込んでいいのかとか、やっぱりその運営の仕方とかも気になるところがあるので、議会運営でやるのか、議会改革でやるのか、どちらでもいいですけど、これはちょっと取り上げて、テーマとしてお話ししていただきたいなと思っております。

意(12) 今、神谷直子議員の言われた、事前にちょっと調べ上げて、テーマにするべきかどうか、僕らの判断ができるような資料をそろえていただきたいと思いますので、それから判断すればいいかなと思います。

委員長 それでは、これについてはちょっと何て言うのかな。

私物のPCなど議場への持込みっていうのを、ちょっと言ってるイメージは分かるんだけど、その必要性だとか、その使い勝手がどうだとか、例えば、そもそも、じゃあタブレットがね、使い勝手が悪いんだって話をしてるようなふうにも聞こえんでもないわけですよ。例えば、ソフトがついていてないだとか。だから、そんなようなところをもう少し調べていただくといいなと思う

ので、その辺のところの御意見だと思imasuので、鈴木委員の言われたのは。

それから、内藤とし子委員のほうが、予算決算の特別委員会を常任委員会に振り分ける、というのを出されておりますけれども、これを少し説明していただきたいと思imasuけど。

意(15) 予算決算特別委員会、全部まとめてやってるんですが、うちですと、常任委員会が二つ。二つに分けるということになると、みんな毎年、自分が常任委員会に入ってる部分については、そっちのあれで審議すると。入ってないのについては、総括質疑で質問出来ますので、細かいところまで、十分、目が届くといimasuか、審議ができるんじゃないかということで、今の予算委員会、決算委員会っていうと、かなり量もありますし、二日間でやらなきゃいかんということで、かなりなんていimasuか、3月議会が始まってから資料がすぐに出ないですし、大変です。二つに分けて内容を審査すると。さっきの話じゃないですけど、そうやってやってるところが今、多いそうです。

ちょっと、どこがやってるかっていうのは、ちょっと今ここでは出ませんが、そういう状況です。その件も、入れてください。

意(16) 今回新たに提出された案件について、今後どう扱うかということをお委員長聞いていただきたいんですけど。ぜひその意見を皆さん聞かないと、次どうしていくかっていうのが進まないと思imasuので、それを聞いていただきたいと思imasu。

委員長 あの…。取りあえず、テーマに上げてきたところの説明を、今、聞いているので…。

それでは、今、説明がございましたけれども、これについて、今後、どのような取扱いにしていくかをお伺いしたいと思imasuけども、御意見のある方。

意(16) はい。えーとですね、この新たに提出された案件というのが、まだ出て間もないことですので、次回、この案件についてどうするかっていうのを協議すればいいんじゃないでしょうか。持ち帰りで、取りあえず。

取りあえずこういう案件が出ましたので、次回、この案件について協議するかどうかを決めますっていう方向でいいと思imasuけど、いかがでしょうか。

委員長 皆さん、この6番、7番の中身の意味合いはわかりますか。わかって

ますか。御質問がなければいいです。

意（16） 1週間とか2週間とか、次いつ行われるかわかりませんが、期限を決めて、中身について、文書なり説明、次回説明するのか、それとも文書で事前に出していただくのか、そういう形でいいんじゃないでしょうか。

意（14） その前に、ある程度こちらのほうでしっかり判断できる材料というものを提示していただきたいです、これは。それからいついつというふうに、決めてもらいたい。

意（6） 今から別に、出された方にきちんと説明していただいて、それで、同じように決を取った上で次回に、でいいと思います。

委員長 説明をもう少しつけ加えたりだとかいうことがあるのであれば、次回に、また、次回までにまた提案を出されたところから、また、皆さんに資料として提出をしていただいて、それからの判断ということによろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい。それではそのようにさせていただきます。

それでは、次回から、総括質疑の通告制についてというところをテーマに上げていきます。

そしてまた、今6番7番については、それをテーマに上げるかどうかというところを、またお諮りしますので、よろしく願いいたします。

それまでに、通告制について、このまとめの中にあるのを見ると、賛成ととられるような御意見や、反対ととられるような御意見があると思いますので、それぞれが、やっぱり、メリットとかデメリットだとかというものを、しっかりと検討してきていただきたいと思いますので、次回にそれをまたお伺いするということになると思います。

それから、事務局のほうにお願いしたいのは、他市がどのような形でルールとして持っているのかと。こういうルールでやってるってのは、たぶん、議会運営上のルールとして、通告制を導入してるところは持っていると思いますので、それを少し調べていただいて、事前に、委員の方々にそれをお渡しして、この

市ではこういうやり方やってる、みたいなのを取りまとめたものをつくっていただくありがたいと思いますので、本会議中ではございますけどもよろしくお願ひいたします。

それから、議会改革の今後の日程なんですけれども、これ3月が終わってしまいますと、すぐ新年度に、議会も5月から新年度という形になるものですから、少し、短い時間の中で進めていかないと、一つも何も話をせずに議会改革が暮れてしまうということになりますので、できれば本会議の最中ではございますけども、定例会後の時間帯をいただいて、おおむね1時間ぐらいということで、議会改革を進めてきておりますので、そのようなスケジューリングで、取っていくのはどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

意（16） 前回の議会改革特別委員会の会議録を私読み直したんですけど、委員長のほうが、9月から1か月ごとにやってくって、1か月に1回はやってきますっていう話だったんですけど、この間、開かれなかったのはなぜでしょうか。こういうふうにしますって決めたら、そのようにしていただきたいと思うんですけど。

委員長 政治倫理審査会がありましたし、コロナの関係もありましたし、様々な事情だということはあるんですけども、基本的にはテーマの決定が遅れたというところが一番大きいのかなという気はいたします。

ですから、少なくとも、月に1回っていうのは、もともと議会改革が始まったときは、月に1回ぐらいのペースでということであれしたんですけども、なかなか、そういう時間がとれずにきたことは、私のほうもおわびをさせていただきたいと思います。

本来でしたら、本会議のときは除いて月1回ぐらいのペースでということをし、ずっと過去から議会改革でやってきてるんですけども、今回は、本会議中にはありますけども、今日もそうですが、皆さんの登庁する、ここに在庁する時間は長いんですけども、登庁する回数は増えないようなスケジューリングで何とか

やっていきたいなというふうに思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは次回ですけれども、空きが出そうなところ、定例会の第4日目、各派と議運がありますけれども、そのあとというか、午後からになりますかね。

広報広聴がある…。午前中は難しいでしょう。

15日の総務建設委員会の後。午前中、もし、常任委員会がかかるのであれば午後ということになるかもしれませんが、どうでしょう。

意 見 な し

委員長 よろしいですか。

それでは、次回は3月15日、総務建設委員会後ということにさせていただきます。よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい。それでは、3月15日、総務建設委員会後に、次回を開催させていただきます。

先ほど言ったようにそれまで…。皆さん方にまた御案内差し上げます。いつまでに、そういうメリット、デメリットのものとか何かを出していただくかというのを、事務局のほうから、また皆さんにお知らせしますので、それから出していただければと思います。

ほかに、皆さんのほうから何かありましたら。よろしいですか。

意 見 な し

委員長 それでは本日の案件は終了とさせていただきます。

以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 4 時 43 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長